

（仮称）津市久居ホール管理運営計画（案）について

1 経緯

（仮称）津市久居ホール（以下「本施設」といいます。）の整備に向け、管理運営の在り方を示す（仮称）津市久居ホール管理運営計画（案）の作成に当たっては、まず平成25年6月に設置した（仮称）津市久居ホール整備基本計画検討委員会での9回にわたる検討などを経て、平成26年4月に（仮称）津市久居ホール整備基本計画を策定し、その後、当該基本計画を具体化するため平成26年8月に（仮称）津市久居ホール整備有識者委員会を設置し、7回にわたる検討を経て、平成27年3月に意見書を提出していただきました。

そして、（仮称）津市久居ホール整備基本計画や意見書、団体等への聞き取りなどを踏まえ、平成28年1月に設置した（仮称）津市久居ホール建設検討委員会及び（仮称）津市久居ホール管理運営検討委員会での協議（建設検討委員会：8回、管理運営検討委員会：9回）を経て、本施設の具体的な設計内容をまとめ建設に着手するとともに、（仮称）津市久居ホール管理運営計画（案）の作成を進めてきました。

2 計画の概要

計画策定の趣旨 1 ページ（本冊の掲載場所を示します。以下同じ。）

（仮称）津市久居ホールについて、劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（以下「劇場法」といいます。）に基づき実演芸術の振興を図り、本市における独自性ある文化芸術の拠点となり、活力ある地域社会を構築するための新たな文化の交流、創造拠点施設として、その機能や役割が真に発揮されるとともに、効果的かつ効率的な管理運営が行われるため策定するものです。

第1章 管理運営の方針 2～7 ページ

◆ 基本理念と基本方針

平成26年4月に策定した（仮称）津市久居ホール整備基本計画を踏襲しています。

(1) 基本理念

「実演芸術を振興する」

「独自性ある文化芸術の創造と発信を行う」

「学びと交流を促進する」

「地域再生と活性化に寄与する」

(2) テーマ

「地域をつなぐ開かれた独自性ある文化芸術の創造拠点」

(3) 基本方針

本施設をそのテーマである「地域をつなぐ開かれた独自性ある文化芸術の創造拠点」としていくため、劇場法に基づき「実演芸術の振興」を図るとともに、これ以外の基本理念に基づき次の方針を掲げ、管理運営計画に反映します。

ア 「独自性ある文化芸術の創造と発信」

イ 「学びと交流の促進」

ウ 「地域再生と活性化への寄与」

第2章 事業計画 8～14ページ

劇場法に基づき実演芸術の振興と地域社会の活性化を図るため、貸館事業主体の旧来型の管理運営ではなく、自主事業を積極的に展開していくこととします。

◆ 自主事業の方針

- (1) 文化芸術への関心を高める
- (2) 未来の文化芸術を担う人・楽しむ人を育む
- (3) 本施設独自の文化を創り、発信する
- (4) 文化芸術による地域コミュニティの醸成・課題解決の場となる

◆ 貸館事業の方針

- (1) 市民との協働事業として捉えたサービスの提供
- (2) 利用者目線に立った規則づくり
- (3) 公平性に配慮した上での柔軟な運用
- (4) 利用促進に向けた取組の推進

◆ 基本方針に基づく事業展開

- (1) 「独自性ある文化芸術の創造と発信」

ア 産学官民が連携して実演芸術を創造し発信します。

イ 地域の特色が出せる施設として、地域と共に文化芸術を発信します。

ウ 本市の拠点施設として、地域において企画運営を考える機能を備えます。

(2) 「学びと交流の促進」

- ア 稽古や各種活動を行うことのできる場所を提供します。
- イ 誰もが文化芸術活動に触れられる機会をつくります。
- ウ 幼少期から文化芸術に触れられる機会をつくります。

(3) 「地域再生と活性化への寄与」

- ア 商店街の再生など商業の活性化を図ります。
- イ 本市の副都市核に位置付ける久居駅周辺地域のにぎわいを創出します。

第3章 施設管理運営計画 15～23ページ

効率的かつ安定的な管理運営といった観点を踏まえつつ、利用者の立場に立った管理運営を行い、満足度及び利用率の向上を図ります。

また、来館者の安全を確保するとともに大規模災害発生時には周辺住民等の被災者の受入に配慮します。

◆ 利用規則の在り方

休館日	・ 年末年始は12月29日から翌年1月3日まで ・ 毎週の定期休館日は火曜日 ・ 市民サービスコーナーは平日を開庁日とし、本施設の定期休館日も開庁								
利用時間	・ 9時から22時まで ・ 市民サービスコーナーは8時30分から17時15分まで								
施設利用受付時間	8時30分から19時まで								
利用時間帯	・ ホール、アートスペース、ギャラリー、エントランスロビー、楽屋1～6、主催者控室、ミーティングルーム、壁面、屋外ステージ ※利用区分： <table><tr><td>9時～12時</td><td>13時～17時</td><td>18時～22時</td></tr><tr><td>9時～17時</td><td>13時～22時</td><td>9時～22時</td></tr></table> ・ ミュージックルーム1・2、バンドルーム、カルチャールーム1～3、アトリエ、ピアノルーム ※利用区分：1時間単位			9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～17時	13時～22時	9時～22時
9時～12時	13時～17時	18時～22時							
9時～17時	13時～22時	9時～22時							
受付開始日	・ ホール、アートスペース、ギャラリー 利用月の12か月前の初日の開館日 ・ その他の施設 利用月の6か月前の初日の開館日								
利用料金の減額	・ リハーサル、原状回復など								

第4章 施設の管理運営主体 24～28ページ

◆ 指定管理者制度の活用

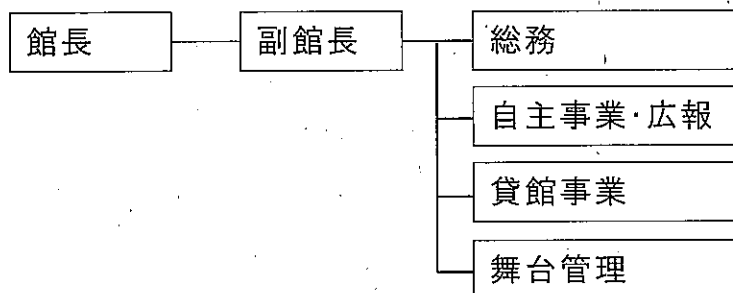
民間事業者等の得意分野を生かすことによって、弾力性や柔軟性のある施設管理運営と良質なサービス提供を行うため、施設設置者である津市との適切な役割分担と連携の下、指定管理者制度を導入することとします。

◆ 指定管理者と市との関係

- ・ 津市と指定管理者による月1回の（仮称）事業推進会議の開催
- ・ 施設サービス、自主事業の実施状況等について市職員による日常的な実地調査
- ・ 指定管理者による日報及び月次報告書の作成及び報告
- ・ 利用者へのヒアリングやアンケート調査
- ・ 市に本施設の管理運営に係る御意見窓口を設置
- ・ モニタリング結果の公表

◆ 管理運営業務と配置職員

可能な限り少数精鋭で効率的な組織・人員体制を目指しつつ、安全管理にも十分配慮した体制が構築できるようにします。



◆ 職員等の教育・研修

指定管理者となる事業所に対し、次の事項を求めています。

- ・ 専門的能力を持った人材を当初より配置することと併せ、その他の職員がさらにスキルを高め、拡げていくための研修・教育、また、学生や若い人材が専門的能力を有するための研鑽の場となること。
- ・ 年齢、障がいの有無又は経済的な状況にかかわらず等しく文化芸術の鑑賞等ができる環境を提供するため、ハードの整備だけでなく、ソフト（人的支援）で対応できるよう職員の意識啓発や接遇などの研修に取り組むとともに、誰もが利用しやすい施設となるようなサポートが行える体制を整えること。

- ・ 組織の経営・管理について学ぶ機会など、実演芸術の専門的知識とは別に必要な能力を高める研修を実施すること。

◆ 市民参加

世代や文化活動の有無にかかわらず、多様な形で市民が本施設の自主事業や運営のサポートなど、共に施設の目的を達成できる仕組みをつくり、津市の文化振興の拠点となる施設としての位置付けの確立を目指します。

また、久居駅周辺地区のにぎわいの創出に向け、地域と連携した事業を行います。

第5章 広報宣伝計画 29～30ページ

◆ 広報宣伝活動の方針

- (1) 顔が見える周知活動から始める
- (2) 事業前後の広報に力を入れる
- (3) イメージを伝えるシンボルとしての広報宣伝を行う
- (4) 近隣ホールと連携する
- (5) 広報宣伝活動の記録・集積を事業の継続性につなげる
- (6) 業務向上のための評価を広報へつなげる

◆ 広報宣伝活動の展開イメージ

広報宣伝活動の展開に当たって多くの人に的確に情報を届けるために、できるだけ多くの情報媒体・ツールを活用し、また、新たな手法についても絶えず検討を行いながら、情報の複合化、重層化に努めます。

◆ 情報ラウンジの活用

文化芸術などに関する幅広い情報を収集し、市民へ提供するとともに、本施設での創造活動の成果を広く発信します。

第6章 収支計画 31～33ページ

◆ 収支の方針

- (1) 多様な収入の確保
- (2) 創意工夫による経費縮減
- (3) 市民への投資としての長期的視点

第7章 管理運営評価 34～36ページ

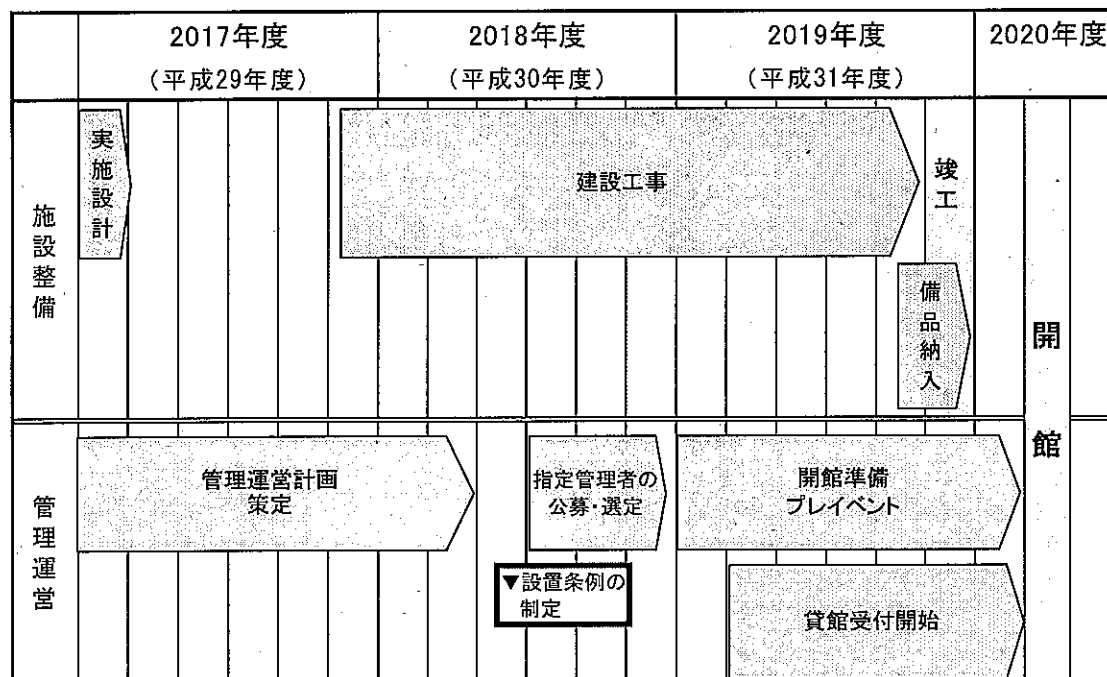
◆ 評価に当たっての基本的な考え方

- (1) 中長期的な視点に立つ

(2) 多角的な視点（市民、施設利用者などの視点）を取り入れる

(3) 管理運営の透明性、説明責任を重視する

第8章 今後のスケジュール 37ページ



第9章 将来像と目標 38ページ

現在から開館後を4つの期間に分け、中長期にわたっての目標及び方策を策定

	現在～開館	◆伝える・促す 市民の関心を高め、学びと交流を促進
	開館～5年後	◆広める・親しむ・育てる 実演芸術を振興して、身近なものとする
	5年後～10年後	◆創る・まとまる 市民と共に独自性ある文化芸術の創造と発信を行う
	10年後以降	◆にぎわう・根付く 津市の文化芸術の創造拠点となり、地域再生と活性化に寄与する
(仮称) 津市久居ホール 将来像		①文化活動に関わる人が増え、市内文化活動が活発化する ②津市久居モデルを表すホールとなり、街の魅力が高まる

3 今後のスケジュール

(仮称) 津市久居ホール管理運営計画の策定・公表

平成30年7月

(仮称) 津市久居ホ－ル管理運営計画(案)

平成30年 月

津 市

(仮称) 津市久居ホール管理運営計画

目次

◆計画策定の趣旨.....	1
第1章 管理運営の方針.....	2
1 基本理念と基本方針.....	2
2 施設の概要.....	4
3 施設の主な機能.....	4
第2章 事業計画.....	8
1 事業分類及び実施方針.....	8
2 自主事業の方針.....	9
3 貸館事業の方針.....	10
4 基本方針に基づく事業展開.....	11
5 オープニングイヤーの事業計画.....	14
第3章 施設管理運営計画.....	15
1 利用規則の在り方.....	15
2 施設の管理・保守.....	19
3 安全管理.....	21
4 非常事態への危機管理.....	21
5 修繕.....	22
第4章 施設の管理運営主体.....	24
1 指定管理者制度の活用.....	24
2 指定管理者制度導入に当たっての基本的な考え方.....	24
3 指定管理者と市との関係.....	24
4 管理運営業務と配置職員.....	25
5 職員等の教育・研修.....	28
6 市民参加.....	28
第5章 広報宣伝計画.....	29
1 広報宣伝の目的.....	29
2 広報宣伝活動の方針.....	29
3 広報宣伝活動の展開イメージ.....	30
4 情報ラウンジの活用.....	30

第6章 収支計画.....	31
1 収支の方針.....	31
2 本施設の収支構造.....	31
第7章 管理運営評価.....	34
1 評価に当たっての基本的な考え方.....	34
2 評価方法.....	34
3 評価対象と評価項目.....	35
第8章 今後のスケジュール.....	37
第9章 将来像と目標.....	38

◆計画策定の趣旨

文化芸術基本法では、「文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成する」とあり、平成24年に施行された劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（以下「劇場法」といいます。）では、「劇場、音楽堂等の活性化を図ることにより、我が国の実演芸術の水準の向上等を通じて実演芸術の振興を図るため、劇場、音楽堂等の事業、関係者並びに国及び地方公共団体の役割、基本的施策等を定め、もって心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現並びに国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。」とされています。

また、人々の暮らしについて、物の豊かさから心の豊かさが求められ、ライフスタイルや余暇時間の過ごし方も変化する中、市民の生活意識や価値観など多様化が進んでおり、生きがいや次世代に夢と希望を与えることができる文化芸術が求められています。

津市における文化芸術活動については、各地域において様々な主体が文化芸術活動に取り組まれている一方、平成28年度に実施された第5回市政アンケート調査や（仮称）津市久居ホール整備基本計画（以下「整備基本計画」といいます。）策定に向け平成26年に久居地域住民に対して実施したアンケート結果からは、これまで文化に携わっていない方々に文化に興味を持っていただけるよう裾野を広げるなどの取り組みが必要とされています。

こうした中、久居地域の文化振興拠点としての役割を果たしてきた久居市民会館が老朽化により平成25年1月に閉館せざるを得ない状況となり、文化振興のための活動拠点の整備が求められています。

さらに、久居駅周辺地域については、古くから商店街がありにぎわいのある地域でしたが、車社会の進展など時代の流れとともに商店街も衰退してきており、新たな交流とにぎわいの創出による地域活力の向上が求められています。

このような状況を踏まえ、久居駅周辺地区の都市再生整備事業の一つとして（仮称）津市久居ホール（以下「本施設」といいます。）を劇場法に基づいて実演芸術の振興を図り、本市における独自性ある文化芸術の拠点となり、活力ある地域社会を構築するための新たな文化の交流、創造拠点施設として整備を進めることとし、（仮称）津市久居ホール管理運営計画は、その機能や役割が真に発揮されるとともに、効果的かつ効率的な管理運営が行われるために策定するものです。

第1章 管理運営の方針

1 基本理念と基本方針

平成26年4月に策定を行った整備基本計画を踏まえ、次のとおり基本理念及びテーマの基本方針を定めます。

(1) 基本理念

本施設においては、実演芸術を創造し、その作品に直接触れる機会の提供を始めとする発信を行い、それらの活動を担う人材の育成を行うことを想定しています。そして、実演芸術にとどまらずあらゆる文化芸術活動にも活動場所を提供し、それら文化芸術活動の展開を介して、各種学びや交流を促進し、地域の再生と活性化に寄与することを目指します。

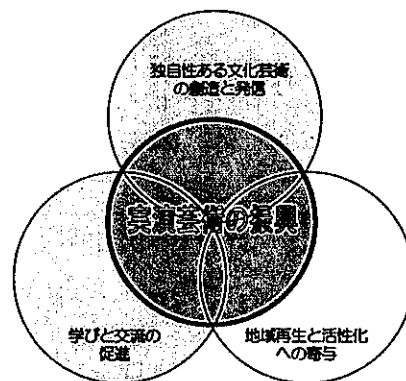
そこで、これらの目標に基づき、以下に示す施設の基本理念を掲げます。

「実演芸術を振興する」

「独自性ある文化芸術の創造と発信を行う」

「学びと交流を促進する」

「地域再生と活性化に寄与する」



(2) テーマ

これまでのホールを中心とする文化施設の多くは、その利用において、そこで文化芸術活動を行う主体を中心とする限定的なものにとどまる傾向にありました。

新しい施設には、開かれた場として地域住民を始めとする幅広い市民にとって、気軽に訪れられ、文化芸術を身近なものと感じられ、感動が得られる魅力ある施設となることが望まれます。そこで、先に掲げた基本理念に従い、以下に示す施設のテーマを設定します。

「地域をつなぐ開かれた独自性ある文化芸術の創造拠点」

(3) 基本方針

本施設をそのテーマである「地域をつなぐ開かれた独自性ある文化芸術の創造拠点」としていくため、劇場法に基づき「実演芸術の振興」を図るとともに、これ以外の基本理念に基づき次の方針を掲げ、管理運営計画に反映します。

ア 「独自性ある文化芸術の創造と発信」

(7) 産学官民が連携して実演芸術を創造し発信します。

産学官民が連携した実演芸術の創造を行い、地域、学校、企業等へのアウトリーチ^{※1}も含めた様々な形での発信に取り組みます。

(4) 地域の特色が出せる施設として、地域と共に文化芸術を発信します。

久居地域を中心とした施設として、これまで地域に根付いてきた歴史や伝統を生かし、地域の特色が出せるよう、地域が主役となる場所を築いて文化芸術を発信することに取り組みます。

(9) 本市の拠点施設として、地域において企画運営を考える機能を備えます。

市民が愛着を持てる本市の拠点施設とするため、地域ならではの発想による企画運営を考える組織づくりに取り組みます。

イ 「学びと交流の促進」

(7) 稽古や各種活動を行うことのできる場所を提供します。

実演芸術に関わる稽古はもとより、美術作品の展示、鑑賞を始めとする学びと交流を伴う各種活動を行うことのできる場所を提供します。

(4) 誰もが文化芸術活動に触れられる機会をつくれます。

施設に立ち寄った誰もが、気軽に文化芸術活動に触れられ、そこに学びと交流が促進される機会づくりに取り組みます。

(9) 幼少期から文化芸術に触れられる機会をつくれます。

次世代を担う人材の育成を図るため、幼少期から文化芸術に触れられる機会づくりに取り組みます。

¹ アーティストの学校や福祉施設などへの派遣や、施設にとらわれないミニコンサートや参加体験型事業の実施などを行う館外活動

ウ 「地域再生と活性化への寄与」

(7) 商店街の再生など商業の活性化を図ります。

久居駅周辺地区内の商店街の再生など商業の活性化を図るため、多くの市民が集まる魅力ある施設としていきます。

(4) 本市の副都市核に位置付ける久居駅周辺地域のにぎわいを創出します。

近鉄久居駅を利用した他地域との交流拠点としてのにぎわいを創出するため、施設における文化芸術活動を通じたまちづくり活動につなげます。

2 施設の概要

地名地番 津市久居東鷹跡町246番地

用 途 複合施設

(ホール、展示室、行政窓口)

構 造 鉄骨造、一部鉄筋コンクリート造

階 数 地上3階建て

最高高さ 約25m

敷地面積 約13,150㎡ うち駐車場面積約8,150㎡

建築面積 約3,700㎡

延床面積 約6,060㎡

駐 車 場 278台 うち思いやり駐車場6台、大型車両用2台

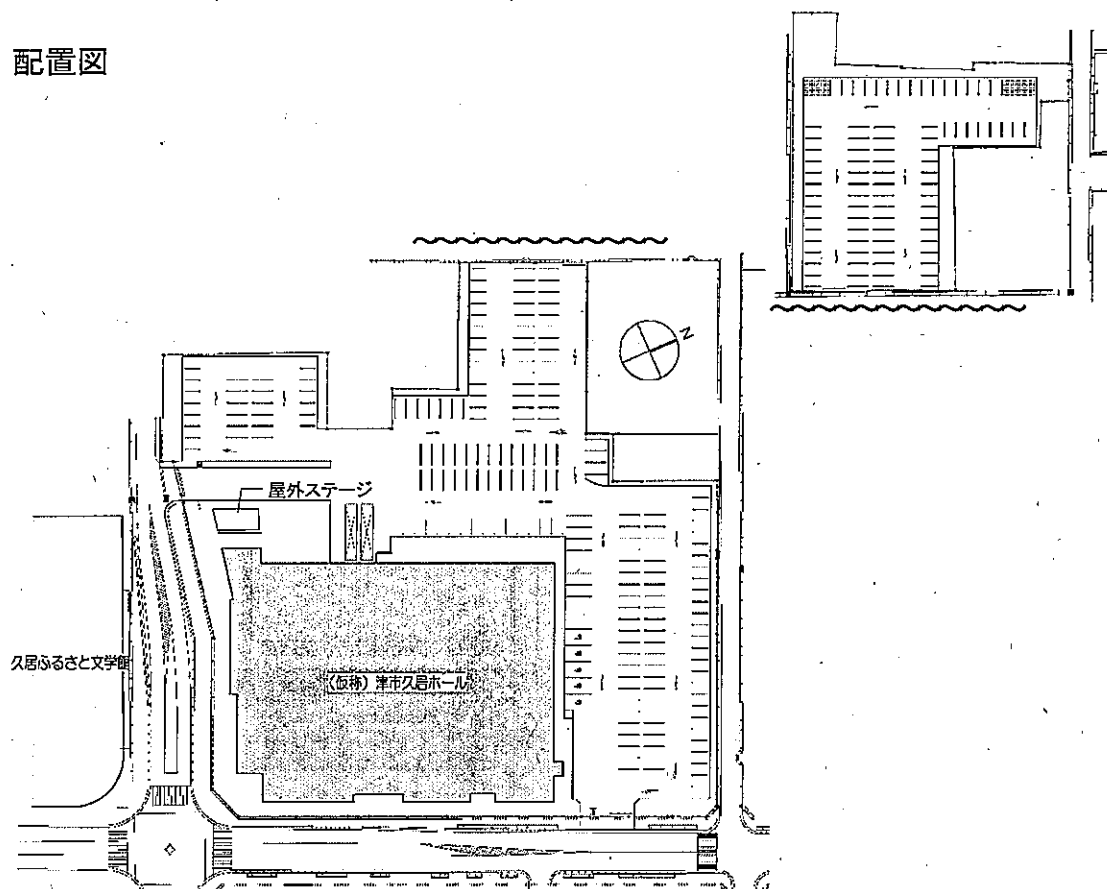
3 施設の主な機能

施設名	席数・広さ	主な用途
ホール	720席	・音楽、演劇、舞踊等の実演芸術の公演
楽屋1・2（ホール）	各14㎡	・ホールの出演者控室
楽屋3（ホール）	26㎡	
楽屋4（ホール）	35㎡	
主催者控室	11㎡	・ホールの主催者控室
親子室	13㎡	・催し物を幼児と一緒に鑑賞できるスペース

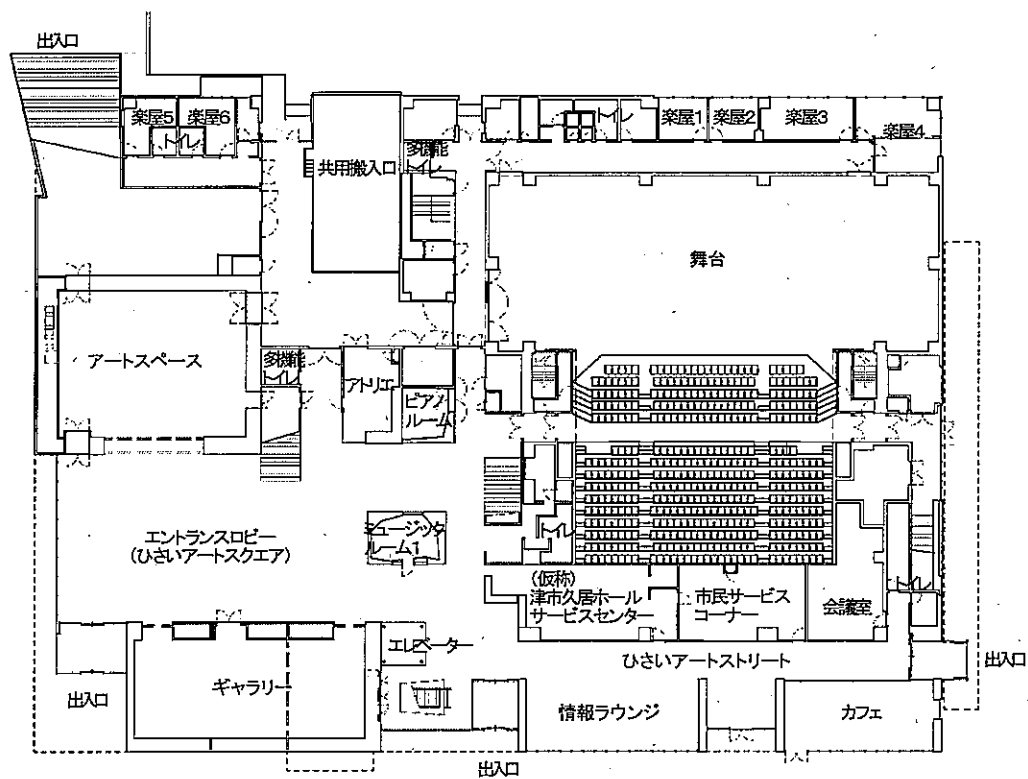
アートスペース	245㎡	・小規模の音楽、演劇、舞踊等の公演 ・絵画、書、写真、工芸等の展示 ・集会、講演会等 ・ホールのリハーサル ・日常的な各種創造活動
楽屋5・6 (アートスペース)	各16㎡	・アートスペースの出演者控室
ギャラリー (3部屋に間仕切り可能)	198㎡	・絵画、書、写真、工芸等の展示
アトリエ	34㎡	・美術・工芸等の創作活動
ピアノルーム	18㎡	・ピアノ練習
ミュージックルーム1	24㎡	・音楽練習
ミュージックルーム2	21㎡	
バンドルーム	27㎡	・電気楽器、金管楽器など大音量の音楽練習
カルチャールーム1	61㎡	・様々な文化芸術活動 ・講座、教室、会議等
カルチャールーム2	64㎡	
カルチャールーム3	26㎡	
ミーティングルーム (2部屋に間仕切り可能)	39㎡	・会議等 ・ホール楽屋としても利用可能
情報ラウンジ	82㎡	・本施設で実施した創造活動の成果・実績の蓄積、公開、発信及び他館の事業情報提供 ・地域情報の受発信
カフェ	71㎡	・開演前の待ち時間や鑑賞の際のくつろぎのスペース ・来館者のコミュニケーションスペース
(仮称)津市久居ホールサービスセンター	83㎡	・施設案内、貸館の受付等
屋外ステージ	50㎡	・音楽、舞踊、展示等
市民サービスコーナー ※	62㎡	・住民票等の各種証明書の交付、自治会に係る相談業務等

※ 総合支所のサテライト機能等を持つ市民サービスコーナーは、市において市民参加と市民サービスの向上、促進を目指し、住民票等の各種証明書の交付、自治会に係る相談業務等といった行政業務を取り扱います。

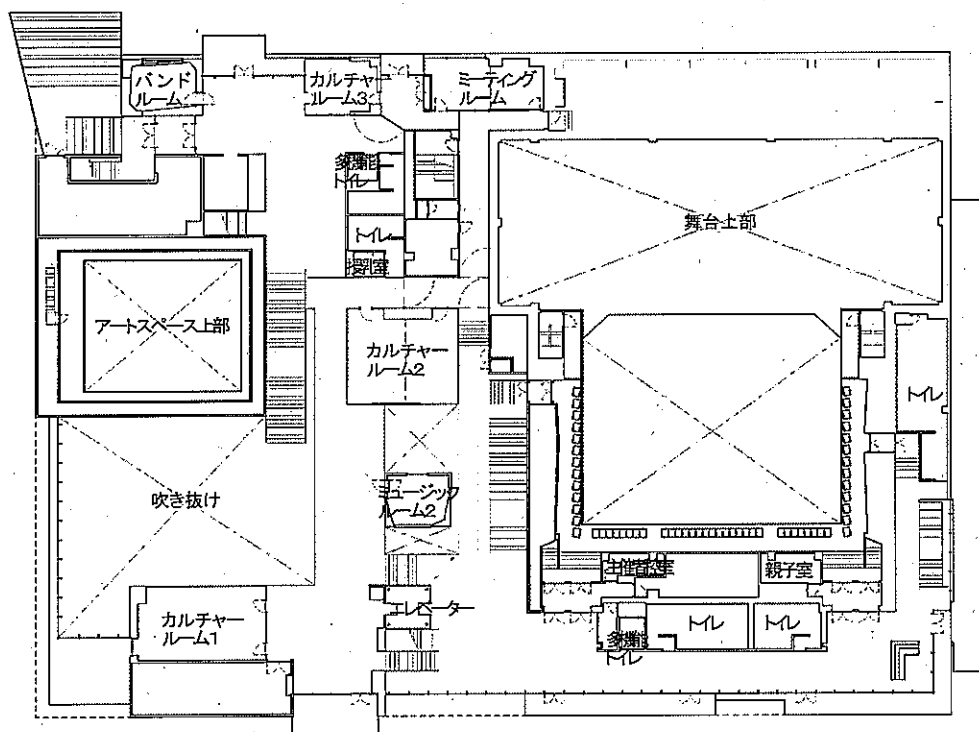
配置図



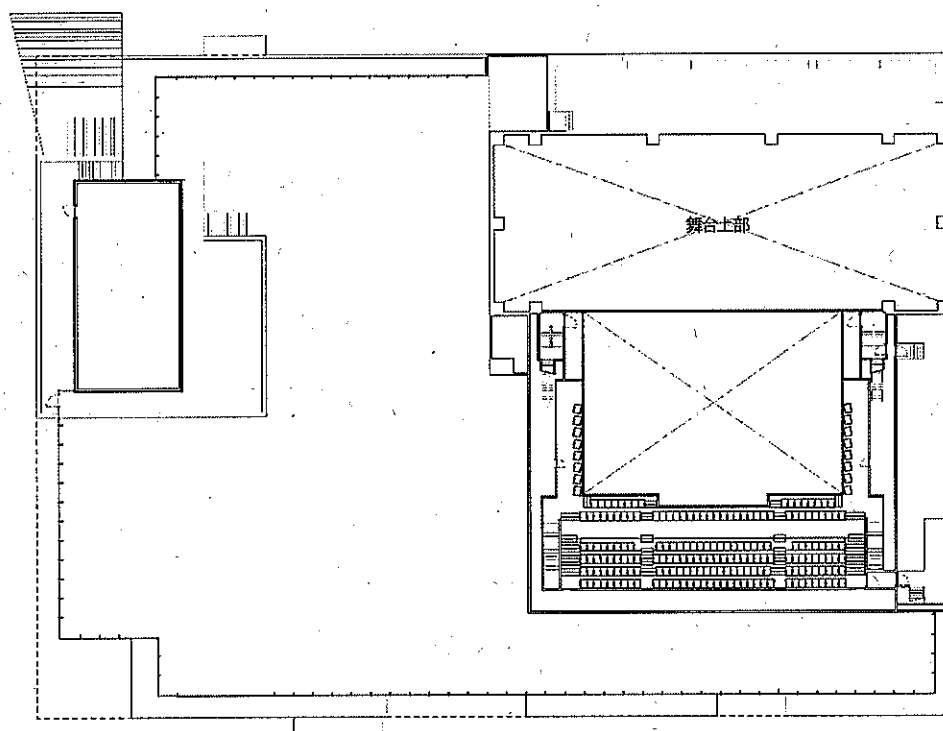
1階平面図



2階平面図



3階平面図



第2章 事業計画

基本理念及び基本方針を実現していくため、整備基本計画では次の1のとおり事業分類及び実施方針を定めています。

また、劇場法に基づき実演芸術の振興と地域社会の活性化を図るため、貸館事業主体の旧来型の管理運営ではなく、自主事業を積極的に展開していくこととし、次の2、3のとおり自主事業及び貸館事業の実施方針を定めます。

1 事業分類及び実施方針

(1) 創造事業

本市の特性を生かした独自性のある自主企画の立案により、主体的に実演芸術公演等を制作します。制作に当たっては、実演芸術団体、市内外の劇場・音楽堂等、大学等と連携することにより、質の高い作品を目指します。

(2) 鑑賞事業

多くの市民が優れた実演芸術等に触れられるよう、民間の専門家やプロモーターとの連携方法を模索し、確立して、質の高い鑑賞事業を推進します。

(3) 普及育成事業

学習と交流をコンセプトにした講座、教室、舞台ワークショップ事業などを実施し、市民への文化芸術の普及と人材育成を推進すると同時に文化芸術による地域活性化につなげます。

また、地域の小中学校などと連携し、アウトリーチ事業を実施するなど、次世代育成に取り組めます。

(4) 協働事業

久居駅周辺地区の地域再生・活性化に取り組むため、事業実施にも市民参加を取り入れ、協働により文化芸術によるまちづくりを推進します。

市民と行政、教育機関、企業等、産学官民が事業企画の連携を図り、学校や企業に蓄積された人材や技術が生かせるようにします。

(5) 国内、国際交流事業

国内外の優れた芸術や芸術家の紹介、在住の外国人との交流など、異文化との出会いを推進します。

(6) 貸館事業

各種機能空間等を貸し出し、広い分野における文化活動の創造・発表の場を提供します。

市民が文化芸術に触れ合う機会となる活動を推進し、企業の文化芸術活動の発表の場としての活用や学校の文化芸術活動の発表の場としての活用など、多様な創造活動の場としての活用を促進することで、地域の交流の輪を広げ、地域活性化につなげます。

(7) 情報発信事業

市民の芸術活動の推進と施設の利活用を促進するため、独自性ある文化芸術の創造事業などの情報発信を推進します。

2 自主事業の方針

基本理念に掲げる劇場法に基づく実演芸術の振興、地域社会の活性化等や基本方針を実現していくためには、本施設における自主事業に積極的に取り組んでいくことが必要であり、事業分類及び実施方針を踏まえ、自主事業の実施方針を次のとおりとします。

(1) 文化芸術への関心を高める

多様なジャンルの公演、文化芸術の入口となるような講座等を提供し、様々な嗜好を持っていたり、普段文化芸術に触れる機会のない市民に「一度行ってみよう」と思ってもらえるようにします。

芸術的・学術的な公演・講座等に加え、娯楽性の高い公演や少人数向けの講座等についても、優れたアーティストや講師を招へいします。すべての事業において質の高い内容とすることで、深い感動や理解を通じて次の鑑賞・参加意欲につなげ、リピーターを増やしていきます。

(2) 未来の文化芸術を担う人・楽しむ人を育む

地域・市内の教育機関、文化団体などと連携し、アウトリーチや子ども・青少年向け事業を推進し、次世代のアーティストや文化芸術愛好者の育成につなげます。

また、舞台技術やアートマネジメント^{※2}など、次世代の実演芸術を支える人材の育成にも取り組みます。

² 直訳では「芸術運営」となり、広義には「文化芸術と社会をつなぎ、文化芸術の社会普及を図ること」、狭義には「文化芸術活動の管理・運営や文化芸術団体の組織経営、そのために必要な知識・技術、方法論」（文化審議会答申「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第3次）について」から）

(3) 本施設独自の文化を創り、発信する

本施設を拠点として、アーティストや市内の文化施設等と連携しながら、また、市民と交流を深めるなかで独自の作品を創造し、市外・県外へ発信します。

さらに、地域に根差した作品づくりを続け、全国から注目を集める「津市久居モデル」となり、まちの魅力づくりにも寄与することを目指します。

(4) 文化芸術による地域コミュニティの醸成・課題解決の場となる

地域住民・市民の交流、暮らしていく上での課題解決、多文化共生等の手段として、文化芸術を生かしたワークショップ^{※3}、講座等に取り組みます。

また、地域の文化芸術やまちづくり活動の拠点や情報交換などの場として、人の交流を図ったり、市民が各種活動を行うきっかけづくりを行います。

劇場法でいうところの「新しい広場」として、地域コミュニティの創造・再生、国際文化交流の円滑化を図り、誰もが暮らしやすく、多様性を受け入れるまちづくりに貢献することを目指します。

3 貸館事業の方針

市民の誰もが心地よく本施設を利用し、より良い活動を行うことで、地域文化及び地域の活性化につながることを目指し、事業分類及び実施方針を踏まえ、貸館事業の実施方針を次のとおりとします。

(1) 市民との協働事業として捉えたサービスの提供

「施設を貸し出す」という受動的な姿勢ではなく、「共に良い公演・発表を創りだす」協働事業として位置付け、ノウハウを持った職員が演出効果等についてアドバイスや提案を行い、活動の向上と一緒に考えるサービスを提供します。

それによりリピーターとなる利用者を増やし、貸館事業で繰り返し行われる活動が、自主事業とともに本施設の設置目的の実現、イメージ醸成につながるような運営を目指します。

(2) 利用者目線に立った規則づくり

受付時間、休館日、申込方法などにおいて、より多く市民から幅広い利用を得られるよう利用者目線に立った「使いやすさ」を優先したルールづくりを行います。

³ その場集った参加者が互いに刺激しあい、その相互作用の中で学んだり、創造体験すること

(3) 公平性に配慮した上での柔軟な運用

より良い公演・発表・練習等の活動が本施設で行えるよう、利用機会の公平性に配慮しながら柔軟な運用を行います。

(4) 利用促進に向けた取組の推進

「申込みを待つ」という姿勢ではなく、施設広報や営業活動に積極的に取り組むことや施設等のより有益な活用方法を提案する事業に取り組むなど常に利用者で賑わう施設として利用率向上を図り、地域のにぎわいや収入増加につなげられるようにします。

4 基本方針に基づく事業展開

基本理念に掲げる劇場法に基づく実演芸術の振興、地域社会の活性化等や基本方針を実現していくために、基本方針に基づく事業展開を次のとおりとします。

これらを通じて、「津市久居モデル」として全国から注目を集める施設を目指します。

(1) 「独自性ある文化芸術の創造と発信」

ア 産学官民が連携して実演芸術を創造し発信します。

事業分類	事業展開
創造事業	・市内で活躍する多くの実演芸術団体や大学、市内企業等と連携して、アーティスト・イン・レジデンス^{※4}等により本市の特性を生かした実演芸術を創造し、文化芸術で地域全体をつなげる環境づくりを推進します。 ・創造した実演芸術を津市発の作品として市外、県外に展開します。
普及育成事業	・市内の実演芸術団体の質の向上、アウトリーチのためのスキルの習得等を支援し、本施設以外の実演芸術の提供者を増やすことで、市内各地で実演芸術を楽しみ、将来的に新たな創造の担い手育成につながるようにします。

⁴ 地域に芸術家を一定期間招き、滞在期間中に創作活動を行ってもらう事業

イ 地域の特色が出せる施設として、地域と共に文化芸術を発信します。

事業分類	事業展開
創造事業 協働事業	・ 久居ふるさと文学館と隣接した立地であることを生かし、相互に連携した事業を実施します。
	・ 市内外の文化ホール等と連携し、本市独自の創造事業の発信を行うことで交流の輪を広げ、相乗的に実演芸術の向上を図ります。
	・ 市民参加によるオリジナル作品を制作します。
貸館事業 協働事業	・ 地域で文化芸術活動を行っている皆さんの発表機会を創出します。
協働事業	・ 地域の歴史、伝統や郷土芸能の継承と振興を目的とした事業を実施します。

ウ 本市の拠点施設として、地域において企画運営を考える機能を備えます。

事業分類	事業展開
協働事業	・ 運営に参画する市民の養成講座等により、市民が施設を支える仕組みを作ります。
	・ 地域住民が企画や運営に積極的に参加した事業を行います。

(2) 「学びと交流の促進」

ア 稽古や各種活動を行うことのできる場所を提供します。

事業分類	事業展開
貸館事業	・ 本施設が有する様々な施設を、利用しやすい規則、質の高い貸館サービスとともに提供します。
	・ 従来から久居地域で行われてきたひさい音楽祭、ひさい版仮装大笑等の地域行事が活発に行われるよう、活動の場を提供するなど、支援を行います。
	・ 施設、設備、備品の提供だけでなく、その有益な活用方法等の提案を行うことで、施設等のさらなる活用を促進します。
	・ 活動を行うために必要な情報やノウハウの提供等の適切なアドバイスや提案を積極的に行うことで、利用者の活動を促進します。
	・ 積極的なPRや営業活動によって施設の活用を促進することで、地域の交流や賑わいの輪を広げます。

イ 誰もが文化芸術活動に触れられる機会をつくれます。

事業分類	事業展開
鑑賞事業 国内、国際交流事業	・市民の多様なニーズに応えるとともに、国内外の幅広いジャンルの事業を実施します。 ・質の高い実演芸術、気軽に触れられる公演や、芸術作品の鑑賞機会の提供を通じて、鑑賞人口の拡大を目指します。
鑑賞事業 普及育成事業	・ロビーコンサート、バックステージツアー等、文化芸術の入口となる機会を提供します。
普及育成事業	・文化芸術活動に携わるきっかけづくりや人材育成のための教室やワークショップを実施します。 ・舞台技術者やアートマネージャー等、次世代のホール運営者育成に関する講座により、実演芸術を支える人材を育成します。 ・アウトリーチの実施により、本施設に足を運びづらい人々や足を運ぶきっかけのない人が芸術文化を知り、楽しめるようにします。
国内、国際交流事業	・地域課題の解決や子ども、お年寄り、障がい者、外国人など、地域のすべての人の良好なつながりづくりに文化芸術を生かします。
情報発信事業	・芸術文化の情報をとりまとめて発信し、市内や県内の催しを把握しやすいようにします。

ウ 幼少期から文化芸術に触れられる機会をつくれます。

事業分類	事業展開
鑑賞事業 普及育成事業	・親子向け、子ども向けの鑑賞事業、普及育成事業に取り組みます。 ・学校等へのアウトリーチ等の実施により、本施設に足を運ばなくても文化芸術に気軽に触れられる環境を創出します。

(3) 「地域再生と活性化への寄与」

ア 商店街の再生など商業の活性化を図ります。

事業分類	事業展開
協働事業	・日常的に施設が賑わうための事業を提供し、本施設を訪れた人が商店街に立ち寄る環境づくりを図ります。 ・催しに関連するイベントを商店街と連携して実施し、本施設のにぎわいを商店街にも広げていく仕組みづくりを推進します。
創造事業 協働事業	・本施設の創造活動の発信拠点として地域の空き店舗等を活用し、にぎわいづくりに寄与します。

イ、本市の副都市核に位置付ける久居駅周辺地域のにぎわいを創出します。

事業分類	事業展開
鑑賞事業 普及育成事業	・ 津市の文化振興の拠点施設として市全域を対象とした鑑賞事業、普及育成事業を行い、他地域からの来訪者を増やします。
情報発信事業	・ 久居駅周辺地域のにぎわいづくりにつながる催しや広報宣伝等を実施します。

5 オープニングイヤーの事業計画

2020年度の開館年を「オープニングイヤー」と位置付けます。

開館を祝う記念事業に加え、今後展開する事業や、本施設の効果的な使い方を紹介する事業も実施し、より多くの方に本施設の開館を周知し、管理運営の方向性を知っていただく機会とします。

第3章 施設管理運営計画

本施設の管理運営に当たっては、市内の他のホールにおける管理運営状況や将来にわたる効率的かつ安定的な管理運営といった観点を踏まえつつ、利用者の立場に立った管理運営を行うことで、満足度及び利用率の向上を図ります。

また、公の施設として来館者の安全を確保するとともに、劇場・音楽堂等という施設特性に配慮した施設及び設備機器の管理を行い、大規模災害発生時には周辺住民等の被災者の受入に配慮するものとします。

1 利用規則の在り方

(1) 休館日

年末年始は、12月29日から翌年1月3日までとします。

毎週の定期休館日は火曜日としますが、施設管理者との事前協議の上で必要に応じて開館できるものとし、柔軟な運用を求めることとします。

なお、保守点検等は、可能な限り各施設の空き日に行いますが、やむを得ず全館休館する必要がある場合には臨時休館日を設定します。

市民サービスコーナーについては平日を開庁日とし、本施設の定期休館日も開庁します。

(2) 利用時間

市内他施設同様に9時から22時までとします。

ただし、事前準備に前日の予約がとれない場合など、やむを得ない事情がある場合には、施設管理者との事前協議の上で対応します。

市民サービスコーナーについては8時30分から17時15分までを開庁時間とします。

(3) 施設利用受付時間

8時30分から19時までとします。

(4) 利用料金を徴収する施設

利用料金を徴収する施設は、次のとおりとします。

施設名	備考
ホール	
楽屋1～4（ホール）	
主催者控室	
アートスペース	
楽屋5・6 （アートスペース）	

ギャラリー	
ミュージックルーム 1・2	
バンドルーム	
カルチャールーム 1～3	
アトリエ	
ピアノルーム	
ミーティングルーム	
エントランスロビー (ひさいアートスクエア)	公平性や安全性、来館者の動線に配慮し、施設管理者との事前協議の上で利用することができます。
壁面 (ひさいアートストリート等)	
屋外ステージ	公平性や安全性、来館者の動線に配慮し、施設管理者との事前協議の上で利用することができます。

(5) 利用時間帯

ア 時間帯の区分

- (ア) ホール、アートスペース、ギャラリー、エントランスロビー、楽屋 1～6、主催者控室、ミーティングルーム、壁面、屋外ステージ
市内の他の文化施設同様に、次の 6 区分での貸出しとします。

利用区分 1	利用区分 2	利用区分 3
9 時～12 時	13 時～17 時	18 時～22 時
利用区分 4	利用区分 5	利用区分 6
9 時～17 時	13 時～22 時	9 時～22 時

- (イ) ミュージックルーム 1・2、バンドルーム、カルチャールーム 1～3、アトリエ、ピアノルーム

創作活動や練習など短時間の利用にも対応できるよう、1 時間単位での貸出しとします。

イ 利用時間帯以外の利用

やむを得ない理由により利用時間帯区分を超えて利用する場合は、施設管理者との協議の上で対応します。

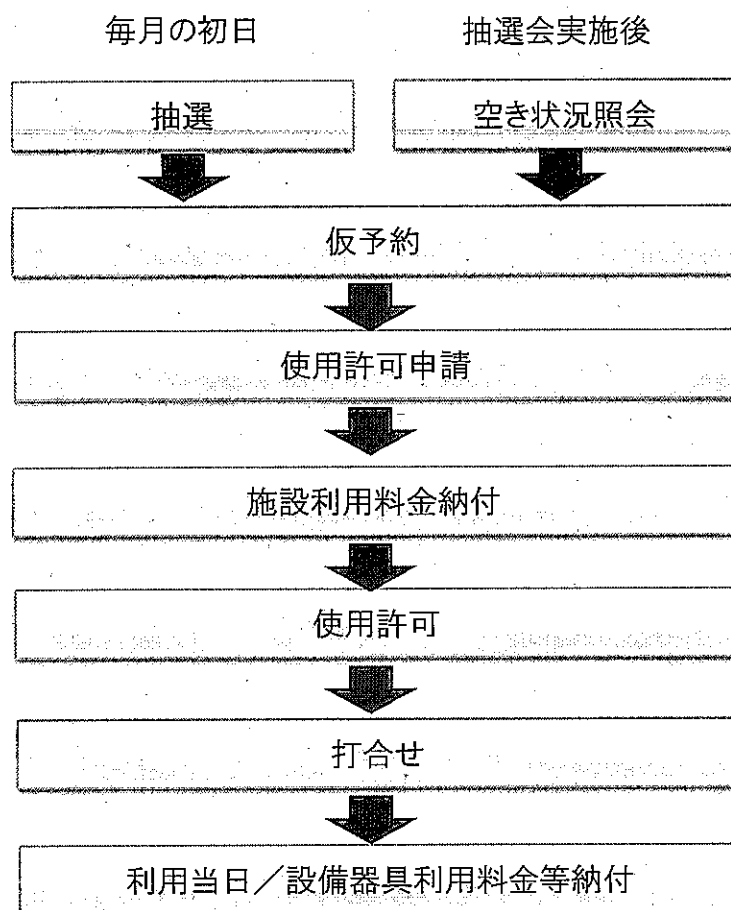
ウ 連続利用の上限

公の施設として利用の公平性の観点から、原則、次のとおり連続利用の上限を設定するものとしますが、施設管理者との事前協議の上で延長可能とします。

施 設 名	期 間
ホール、アートスペース	6 日
ギャラリー (アートスペース・ミュージックルーム・カルチャールーム1・アトリエ・エントランスロビーはギャラリーと一体的に展示を行う場合に限り同一期間連続利用できることとします。)	20 日
壁面 (ひさいアートストリート等)	
上記以外のスペース	3 日

(6) 施設利用の申込手続

ア 申込手続の基本的な流れのイメージ



イ 受付開始日

ホール、アールスペース、ギャラリーについては施設利用の受付開始日は利用月の12か月前の初日の開館日からとします。

それ以外の施設利用の受付開始日は利用月の6か月前の初日の開館日からとします。

また、受付開始日程の異なる施設を併用する場合には、申込開始が早い施設と同時に申し込めるものとします。

ウ 抽選会

他の団体と希望日が重複した場合は、抽選により決定します。

この場合、毎月初日の開館日に抽選会を開催し、1か月分の利用予定者を決定することとします。

エ 抽選会実施後の申込手続

抽選会が終了次第、先着順で申請を受け付けます。

インターネットによる予約にも対応するものとします。

オ 優先予約

公平性の確保、設置目的の実現及び利用特性に配慮し、次の場合は優先予約を受けるものとしますが、同じ月の土日が優先予約で占められることのないように調整して受け付けるものとします。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 市が主催又は共催して利用するとき。② 施設管理者が自主事業のために利用するとき。③ その他、施設管理者が特に必要があると認めるとき。 |
|--|

カ 使用許可申請及び施設利用料金の支払

予約が決定し次第、速やかに使用申請及び利用料金の支払を行うものとします。

使用許可は、施設利用料金の納付を受けてから行います。

キ 打合せ

利用の1か月前を目安に利用内容、使用設備器具、当日の進行や搬出入スケジュールなどの打合せを行います。

ク 利用当日

利用責任者が（仮称）津市久居ホールサービスセンターで手続をして利用を開始します。

設備器具利用料金等は、施設利用終了時に納めることを原則とします。
片付け、原状回復等を行い終了とします。

ケ 施設利用料金、設備器具利用料金及び減免の取扱い

維持管理経費、市内文化施設、類似施設の状況などを総合的に勘案し
設定します。

コ 施設利用料金の減額

市民の利便性、ホールの利用率向上のため、リハーサルや原状回復な
どのために利用する場合は、適用する施設利用料金から減額した料金を
設定します。ただし、舞台照明・舞台音響等を使用する場合は、別途利
用料金を徴収します。

2 施設の管理・保守

(1) 建築や一般設備の管理・保守

日常の設備運転においては、空調運転の温度設定や電気の ON/OFF を細
やかに行って電気使用量の低減を図るなど、省エネルギーを意識した運用
を図ります。ただし、可能な限り省エネルギーに取り組みますが、舞台の
演出効果や自由な表現、鑑賞環境を妨げないように配慮します。

点検においては、予防保全・予知保全の考え方に沿った各種点検及び職
員による日常のチェックを徹底します。それにより事前の更新・改修を行
い、運営に支障のないようにします。

【主な業務】

- ・ 特殊建築物の定期調査、報告
- ・ 建築設備の定期調査、報告
- ・ 昇降機の定期調査、報告
- ・ 電気、空調等設備の日常運転、日常点検
- ・ 電気設備保守点検
- ・ 消防用設備保守点検
- ・ 空調設備保守点検
- ・ 給排水設備保守点検
- ・ エレベーター保守点検
- ・ 自動ドア、シャッター保守点検
- ・ 電話交換機保守点検
- ・ ネットワーク保守点検
- ・ 植栽、外構設備の点検、管理

(2) 舞台設備及び備品の管理・保守

劇場・音楽堂等として、出演者や関係者、観客の安全の確保、作品の演出効果への支障が出ないよう、舞台設備・備品については特に、故障・劣化等による使用不能状態を生じさせることのない運用が求められます。

そのためには、定期点検を適切に行うことと、舞台管理担当の職員による日常点検、簡易な修繕による維持保全が大切です。設備のスペックや使用状況に合わせて安全性確保のための点検を徹底します。

【主な業務】

- ・ 舞台機構保守点検
- ・ 舞台照明保守点検
- ・ 舞台音響、映像保守点検
- ・ 舞台設備、備品等の日常点検
- ・ ピアノ保守点検及び日常管理
- ・ 備品等保守点検

(3) 施設衛生の管理

前項の設備運転・点検等のほか、清掃管理、環境衛生管理といった施設衛生についても適切な対応が必要です。

清掃については、利用後の清掃や巡回清掃、定期清掃等により常に美観を保持していきます。

環境衛生については、建築基準法や建築基準法施行令、下水道法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律等の法令に従い、水質や空気環境を適切に管理します。

【主な業務】

- ・ 空気環境測定
- ・ 水質調査
- ・ 水槽清掃
- ・ 害虫駆除
- ・ 日常清掃
- ・ 定期清掃

3 安全管理

劇場・音楽堂等は、吊物やスピーカー、舞台セットなどの重量物が出演者の頭上や観客に近いところにあるなど、危険と隣り合わせになっています。出演者や関係者、観客の安全を守るためには、舞台関係者の安全管理意識の高さが大変重要となります。

また、ホールのみならず施設全体においても、危険な事象を把握し、怪我、事故などが起こらないように努めます。

(1) 安全管理、危険予知活動への取組

本施設には、出演者、観客、施設の利用者など様々な方が来館されます。安全に安心して施設を御利用いただけるよう、施設管理者は、施設全体を適切に管理するする必要があります、「これは危険では」という事象がないかを職員等から常に募り、危険予知に関する意見提起がなされた場合には方策を検討し、速やかに対策を講じるものとします。

貸館事業の場合、本施設の担当者が事前打合せにおいて、準備や撤去のスケジュール、開催時の人員体制、持込機材の安全性等において問題がないかを確認し、必要に応じて指導します。利用当日においても、準備過程を随時確認し、安全管理上の不備がないか、打合せどおり進行しているかを管理します。

自主事業の場合は、自主事業の制作担当者（共催等で自主事業担当者が主体的に関わっていない場合は、本施設に限らず制作の責任者にあたる者をいいます。）の下、舞台監督や舞台、音響、照明などの担当者と無理のない制作スケジュールや人員体制、搬入出や設営等における安全確保策などについて話し合い、共通認識を持って制作に当たります。特に危険の多い搬入、仕込み及び撤去の前に打合せを行い、関係者の顔を把握して連携を取りやすくした上で、想定される危険についての確認と注意喚起を行います。

4 非常事態への危機管理

前項に記した舞台運用上の危険と合わせて、本施設のように多くの人が集まる場所では、怪我、急病、事件、事故などの非常事態が起こりうる可能性も高まります。

また、災害時には、観客や来館者の避難誘導に加え、大規模災害の発生時においては、館外から避難する人の対応も必要となります。

こういった、本施設に係る多様な非常事態に対して、具体的な方策を検討してまとめ、時勢や市の防災計画等に応じて更新しながら、職員への周知徹底を図ります。

(1) 危機管理マニュアルの整備

怪我・急病など、日常的に発生する可能性の高い事象、暴力や爆破予告等の事件、舞台や館内外での事故、火災、地震、風水害等について、それぞれ想定されるケースごとに初期対応や連絡体制、公演等の中止と再開、大規模災害発生時の地域住民の一時避難場所の開設と運用等について、具体的な取組を定めた危機管理マニュアルを整備します。

特に、本市は南海トラフを震源とする地震で多大な影響を受ける可能性が高いことから、大きな地震や大規模災害発生時の近隣住民の受入れなどの避難対応について、市の地域防災計画と連動したマニュアルの更新を行っていきます。

また、利用者向けの「危機管理マニュアル」を取りまとめ、事前打合せ時に配布・説明して、施設の避難誘導等、多くの人員が必要となる際には主催者側にも協力を求められるようにします。

(2) 危機管理マニュアルに合わせた教育・訓練の実施

危機管理マニュアルを整備した後、マニュアルの内容に関して職員と共通理解を図るための教育を行ったり、大きな地震の際の避難誘導、事件が発生した際の対応、夜間に緊急時が発生した場合の連絡体制など、多様な事態に対する訓練を行ったりして、職員の共通理解とマニュアルの実効性を高めます。

5 修繕

安全対策の視点も含め、設備が常に良好な状況を保てるよう、日常の安全点検や計画に沿った小規模修繕など、施設や設備の長寿命化に取り組み、将来を見据えた中長期の修繕の計画を策定します。

(1) 日常の取組

日々の点検履歴、定期点検履歴や改修・更新履歴を適切に記録し、まとめて保存していくことで、点検・診断を行う際の有効な資料となり、将来的な劣化・損傷の予測の実効性を高められるようにします。

次項の中長期計画、日々の運用における予防保全や予知保全の取組と併せて、施設の長寿命化につなげられるようにします。

(2) 中長期にわたる修繕計画の立案

全国の多くの公立文化施設において、老朽化に伴うランニングコスト、修繕費の増加、安全管理の難しさが課題となっている現在、必要な経費を予測して平準化を図ること、常に安全を維持すること、長寿命化を図るこ

とを目的とした中長期計画を策定します。

さらに、舞台設備を始めとする機器の革新を反映し、変わりゆく利用者のニーズに対応していくためには、現在ある設備水準の維持という意味での修繕だけでなく、機能改善、機能変更を含めた改修を行っていくことも視野に入れ、計画を策定します。

第4章 施設の管理運営主体

1 指定管理者制度の活用

指定管理者制度は、地方自治法において公の施設の管理に関し民間事業者等が有するノウハウを活用することにより市民サービスの質の向上を図っていくとともに、施設の設置目的を効果的に達成するため設けられた制度です。

本施設の管理運営に当たっては、劇場法に位置付けられた施策を着実に実施していくに当たり、民間事業者等の得意分野を生かすことによって、弾力性や柔軟性のある施設管理運営と良質なサービス提供を行うため、施設設置者である津市との適切な役割分担と連携の下、指定管理者制度の導入を行うこととします。

2 指定管理者制度導入に当たっての基本的な考え方

本施設の管理運営に当たっては、利用の公平性、平等性など市が設置する公の施設としての管理運営が確保されるとともに、劇場法や劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針を踏まえ、この管理運営計画に基づく業務の実施に当たり、公の施設としての専門的なノウハウを有し、良質なサービスの提供、市民、地域等の連携に積極的な取組を行うことができる事業者を指定管理者として選定します。

また、指定管理者制度の導入に当たっては、指定管理者に任せきりにすることなく、パートナーとして共に同じ方向を向いて管理運営を行っていくこととし、そのために必要となる市職員の能力については、アートマネジメント研修等への参加や先進的な取組を行っているホール事業の研修のほか、指定管理者が行う業務、取組、現場での対応などの密なる検分を通じて高めていきます。

3 指定管理者と市との関係

本施設の管理運営は指定管理者において実施するものとしますが、特に本施設の管理運営の根幹に関わる自主事業の企画・実施に当たっては、市との協議を十分に行った上で実施するものとします。

また、定期的に市と（仮称）事業推進会議を行うことにより、指定管理者の事業実施や施設の管理に対して本市の文化行政に係る理念を指定管理者に伝えることで、適切な管理運営に努めます。

さらに、市民目線に立った施設の管理運営を行うため、以下のような方法で管理運営状況を把握していくことを検討し、市と指定管理者の円滑な連携体制を構築します。

- ・津市と指定管理者による月1回の（仮称）事業推進会議

自主事業の実施計画・報告、職員の接客対応、苦情や意見に対する対応

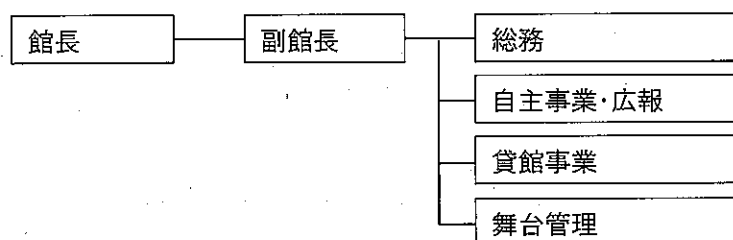
及び改善に向けた取組、設備・機器の点検等の確認

- ・施設サービス、自主事業の実施状況等について市職員による日常的な
実地調査
- ・指定管理者による日報及び月次報告書の作成及び報告
- ・利用者へのヒアリングやアンケート調査
- ・市に本施設の管理運営に係る御意見窓口を設置
- ・モニタリング結果の公表

4 管理運営業務と配置職員

本施設の管理運営は、開館時間が長く、業務内容が多岐にわたるため、一定の人数が必要となります。可能な限り少数精鋭で効率的な組織・人員体制を目指しつつ、安全管理にも十分配慮した体制が構築できるようにします。

(1) 組織体制の想定図



(2) 各部門の役割

ア 館長

実演芸術に係る知識と経験に加え、その他芸術への理解も有する市民、関係機関等との折衝能力や経営感覚に優れた施設の管理運営責任者を配置します。

【主な業務】

- ・会館に関する管理運営責任
- ・市内外の他施設との調整・連絡
- ・施設使用の許可
- ・事業実施の最終判断

イ 副館長（総務責任者と兼務を想定）

組織、施設の監督者として豊富な実務経験を有し指導力に優れた人材を配置します。

【主な業務】

- ・館長業務補佐
- ・館長不在時の館長業務代行
- ・組織、施設の監督
- ・各部門の調整
- ・総務経理業務の取りまとめ

ウ 総務

本施設の経理、事務担当者として、必要な経理実務の知識と情報処理能力を持った人材を配置します。

【主な業務】

- ・職員の労務管理
- ・経理事務（定期的な収支報告、予算・決算など）
- ・庶務事務（備品、消耗品の管理・発注など）
- ・警備、清掃等の維持管理業者との調整
- ・利用料金等の出納
- ・報告書類の作成
- ・委託契約等の管理
- ・視察対応、議会、関係所管への説明資料の作成
- ・事業評価事務

エ 自主事業・広報

文化芸術全般に幅広い知識と経験を有し、プロデュース能力を持った人材、広報宣伝や市民参加の仕組みづくりを適切かつ細やかに展開できる人材を配置します。

【主な業務】

- ・年間事業計画の作成、事業の企画制作・実施
- ・出演者の調整、契約
- ・チケットの販促、販売状況管理
- ・自主事業に係る練習等の立会い、会場確保（館外の場合）
- ・補助金、助成金の申請、調整
- ・スポンサー獲得営業
- ・公演等の広報宣伝（チラシ、ポスター、HP、SNS、テレビ、ラジオ、新聞等）
- ・情報誌等の発行、ホームページ管理
- ・市民参加の仕組み作り、運営
- ・マスコミ対応

オ 貸館事業

親切、丁寧で温かい対応ができる接遇能力の高い人材、さらに、市民の創造活動に対し発展的な創造性のあるアドバイスのできる人材を配置します。

【主な業務】

- ・貸館日程管理、貸館抽選の対応
- ・見学、下見、事前打合せの対応
- ・施設利用前後の原状回復の確認、鍵の貸出管理
- ・施設利用時の管理
- ・利用者拡大のための営業
- ・来館者への施設案内、資料配布
- ・各種申請書・利用料金の受取り
- ・情報表示設備管理（部屋ごとの催し案内など）
- ・チケット販売など

カ 舞台管理

舞台は、指示命令系統が複数にわたるため、統括的に安全管理ができる舞台管理責任者を設置するとともに、自主事業公演において高度なプランニングやオペレーションが行える専門的知識を持った人材を配置します。

【主な業務】

- ・舞台全般の安全管理運営
- ・舞台、音響、照明設備の操作、メンテナンス、備品管理
- ・主催者、外部舞台業者との事前打合せ
- ・主催者、外部舞台業者への指導・安全管理
- ・舞台設備に係る保守点検立会い
- ・自主事業の公演等でのプランニング、オペレーション、舞台進行
- ・舞台全般に係る相談対応
- ・災害発生時の避難誘導

5 職員等の教育・研修

劇場法第13条には、「国及び地方公共団体は、制作者、技術者、経営者、実演家その他の劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な専門的能力を有する者を養成し、及び確保するとともに、劇場、音楽堂等の職員の資質の向上を図るため、劇場、音楽堂等と大学等との連携及び協力の促進、研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。」とあります。

指定管理者となる事業所に対し、劇場法に立脚した施設を目指す本施設として、専門的能力を持った人材を当初より配置することと併せ、その他の職員がさらにスキルを高め、拡げていくための研修・教育、また、学生や若い人材が専門的能力を有するための研鑽の場となることを求めています。

また、文化芸術基本法に基づき、年齢、障がいの有無又は経済的な状況にかかわらず等しく文化芸術の鑑賞等ができる環境を提供するため、ハードの整備だけでなく、ソフト（人的支援）で対応できるよう職員の意識啓発や接遇などの研修に取り組むとともに、誰もが利用しやすい施設となるようなサポートが行える体制を整えることを求めています。

さらに、組織の経営・管理について学ぶ機会など、実演芸術の専門的知識とは別に必要な能力を高める研修についても、実施を求めるものとします。

6 市民参加

世代や文化活動の有無にかかわらず、多様な形で市民が本施設の自主事業や運営のサポートなど、共に施設の目的を達成できる仕組みをつくり、津市の文化振興の拠点となる施設としての位置付けの確立を目指します。

また、久居駅周辺地区のにぎわいの創出に向け、地域と連携した事業を行います。

第5章 広報宣伝計画

1 広報宣伝の目的

本施設で行う広報宣伝は、次の3つを目的として行います。

- (1) 施設の存在意義や事業の周知
- (2) 本施設のイメージ形成
- (3) 市民と本施設とのつながりの促進

2 広報宣伝活動の方針

前項の目的を実現するために、次のような方針をもって広報活動に取り組みます。

(1) 顔が見える周知活動から始める

まずは地域住民・市民に確実に周知することから始めます。

事業・運営に参画・協力してくださる市民の方々を通じ、市民同士が知り合いや周辺の地域の住民を誘い込む活動を拡げる細やかな活動を展開し、認知度の向上を目指します。

(2) 事業前後の広報に力を入れる

新聞・雑誌等に向けた広報宣伝活動については、事前の記事掲載だけでなく自主事業開催後の報告記事掲載の働きかけに力を入れます。実際に開催された写真記事などを通じて、「何か面白いことをやっている」ということが伝わり、広まることを目指します。

(3) イメージを伝えるシンボルとしての広報宣伝を行う

発行物を見ると「久居ホールのもの」とすぐに伝わるように、デザインや仕様の統一性を図り、本施設のイメージを伝えるツールとして象徴的な役割を担えるようにします。

(4) 近隣ホールと連携する

市内や県内、隣接県のホールと連携し、お互いのチケット販売を請け合ったり、発行物に自主事業を相互記載するなど、予算と広報ツールを効率的に共有し合うことで対象を拡げます。

(5) 広報宣伝活動の記録・集積を事業の継続性につなげる

公演情報を広めるだけでなくチラシ、ポスター記録写真、掲載記事などを集積・保存します。取組をきちんと形に残すことにより、市内外に本施設の取組を周知します。また、管理運営に関わる人々が参照して、継続的

な管理運営に取り組むことや、今後の事業の参考にできるような形を目指します。

(6) 業務向上のための評価を広報へつなげる

事業評価をより積極的な広報ツールとして捉え、分かりやすい年次報告を作り、公開します。市や有識者からの評価、市民・来館者・利用者へのアンケート結果、内部評価等を広く公開し、指定管理者のホール管理運営に対する考え、事業活動への尽力とその成果を広く知っていただくことで、市民や有識者からの認知・評価を高めます。

3 広報宣伝活動の展開イメージ

広報宣伝活動の展開に当たって多くの人に的確に情報を届けるために、費用対効果を十分考慮しながら、できるだけ多くの情報媒体・ツールを活用していきます。また、新たな手法についても絶えず検討を行い、情報の複合化、重層化に努めます。

【広報活動の展開（例）】

○WEBサイト（HP、SNS）

○会員向けメールマガジン

○施設案内パンフレット

○新聞、雑誌、テレビ、ラジオ等の広告

○イベント情報誌

○街頭広告、交通広告

○ポスター、チラシ、DM

4 情報ラウンジの活用

情報ラウンジでは、文化芸術などに関する幅広い情報を収集し、市民へ提供するとともに、本施設での創造活動の成果を広く発信します。

文化芸術に関する書籍のほか、本施設及び他館の事業情報、周辺の物産・商店などの地域情報、地域で活動する文化団体等の情報など、市内全域の情報を提供します。それに加え、本施設で実施した創造活動について実績をアーカイブ⁶し、その内容を公開し発信します。

また、久居ふるさと文学館と連携した事業を行う際の展示スペースとしても活用します。

文化芸術活動等を行っていく際の相談ができる体制も整えます。誰もが気軽に立ち寄れるスペースとすることで、情報発信の場、交流の場、相談の場となることを目指します。

⁶ 重要記録を保存・活用し、伝達すること

第6章 収支計画

1 収支の方針

文化芸術の拠点として、継続的かつ安定的な管理運営を実現するため、収入・支出の均衡と必要な財源確保の観点から、収支に関する基本的な考え方を次のとおり定めます。

(1) 多様な収入の確保

利用料金収入、チケット収入のほか、国や公的機関による助成金、企業からの協賛金、広告料の獲得など、積極的な資金調達活動を行い、多様な収入の確保を求めるものとします。

(2) 創意工夫による経費縮減

効率的な維持管理手法の選択、ネットワークを生かした自主事業経費の効果的な圧縮など、創意工夫による経費の縮減を促します。

(3) 市民への投資としての長期的視点

収入増加、支出削減を図る一方、市民、まちの将来に必要な投資と捉えられる取組については、市としても適切に評価を行うとともに、積極的に促します。

2 本施設の収支構造

(1) 維持管理及び貸館事業の収支構造

本施設の維持管理及び貸館に係る主な支出と収入の項目は次のとおりです。

支出		収入	
項目	内容	項目	内容
人件費	職員給与など	利用料金収入	施設利用料金、設備器具利用料金
委託費	設備の点検、清掃、警備などの費用	その他収入	チケット販売受託手数料、自動販売機手数料等
光熱水費	電気、水道、ガスなどの使用料	指定管理料	
事務費	通信費、旅費交通費、消耗品費など		
修繕費	故障、老朽化などに伴う修繕・更新費		

公の施設として、市民に使いやすい料金設定を行い、多く御利用いただく施設となる必要があります。そのため、収入額は低くならざるを得ません。

なお、維持管理費は、延床面積1㎡当たり平均15,000円程度（人件費別）^{※7}とされていることから、本施設（6,060㎡）では、90,900千円となります。ただし、実際は同等の客席数や延床面積の施設でも建築・設備の在り方によって大きく異なるため、今後、細かな試算を進めていきます。

(2) 自主事業の収支構造

次に、自主事業に係る支出と収入の項目をまとめると、次のとおりとなります。

支出		収入	
項目	内容	項目	内容
出演料・委託料	出演者、講師等に支払う費用	入場料収入	入場料、参加料など
		助成金収入	国や財団等からの文化事業への助成
舞台費・文芸費	台本、演出、技術、大道具、衣裳などの費用	協賛金	企業、団体等からの協賛による収入
		広告料	プログラム、チラシなどへの広告の掲載料
広報宣伝・印刷製本費	TV・新聞等への広告費やチケット、チラシ等の作成費	指定管理料	
その他	著作権料、保険料、事務費など		

公立文化施設では、廉価で鑑賞事業を提供したり、学校等へのアウトリーチなどの普及事業を推進したりすることから、自主事業の全国平均の収支比率（支出額に対して収入額の占める割合）は約50％程度とされています。

本施設は、客席数が多くはないこと、集客数の少ない普及育成型事業であっても優れたアーティスト、講師を招く方針としていることから、収支

⁷ 出典 （財）地域創造「公共ホールの計画づくりに関する調査研究」（2000年3月）

比率はこれよりも下がることが想定されます。採算を求めると収益性の高い事業のみに偏るおそれもあるため、市民への投資として長期的視点をもった積極的な取組を市としても促します。

また、指定管理料のみに依存することなく、各種助成金や民間企業等からの寄付金・広告料等を事業活動に充てられるよう、多様な手段での積極的な収入確保を求めます。

第7章 管理運営評価

1 評価に当たっての基本的な考え方

市民、市、指定管理者の三者にとって望ましい管理運営が行われ、また、津市の文化芸術の拠点としてふさわしい管理運営が担保されるよう、評価を実施するに当たっての基本的な考え方を次のとおり定めます。

(1) 中長期的な視点に立つ

施設の稼働率や集客数など、経済性、効率性だけに着目するのではなく、施設の果たす役割などの評価項目を設定するなど、中長期的な視点に立った評価を実施します。

(2) 多角的な視点を取り入れる

評価の客観性を高めるため、市、指定管理者による評価に加え、市民、有識者、観客、施設利用者など外部の視点を取り入れた多角的な評価を実施します。

(3) 管理運営の透明性、説明責任を重視する

評価結果だけでなく、管理運営方針や達成目標も併せて広く公開するなど、管理運営の透明性ととともに、市民に対する説明責任の確保を重視した評価を実施します。

2 評価方法

評価結果を管理運営の見直しに反映させるための具体的な手順を次のように設定します。

この手順は、1年間を1サイクルとして、循環させることとします。

(1) 評価内容・項目の設定

本計画の内容に基づき、達成目標及び具体的な方策を検討し、それぞれの方策に対応した評価内容と項目を設置します。評価内容と項目については、市民や有識者からなる（仮称）津市久居ホール管理運営検討会が中心となって作成します。

(2) データの収集・分析

評価項目に基づき、必要なデータの収集・分析を行います。

データの収集は、指定管理者自らが行うことを基本とし、分析結果については、市と指定管理者の双方で情報を共有することとします。

(3) 評価組織の設置と改善計画の策定

指定管理者による自己評価、市による評価をそれぞれ行った後、（仮称）津市久居ホール管理運営検討会において検証を行い、管理運営上の問題点や課題を整理した上で、改善計画の策定を行うこととします。

(4) 評価結果の公開、評価項目の決定

評価結果を市民に公開するとともに、改善計画を実行に移します。また、必要に応じて、評価項目の見直しを行い、次年度の評価に備えることとします。

3 評価対象と評価項目

評価に当たっては、施設の利用者数や事業の実施数といった定量的な観点だけでなく、劇場法や管理運営計画に示す施設としての役割が果たしているか、市民の満足度はどうかといった定性的な観点からも評価を行います。

「施設の役割」、「施設管理運営」及び「経営（マネジメント）」の3つを評価の対象の軸とし、次のような評価項目を基に評価を行う方針とします。

(1) 施設の役割に関する評価

本施設の自主事業、貸館事業の実施を通じて、文化芸術の拠点としての役割がどの程度果たされているかを評価します。中長期的な視野を持つため、定量的な評価だけでなく、定性的な評価を用いることを重視します。

【主な評価項目】

○自主事業

・自主事業の実施内容

「独自性ある文化芸術の創造と発信」の実施状況

「学びと交流の促進」の実施状況

「地域再生と活性化への寄与」の実施状況

・自主事業の実施成果

観客数、参加者数

鑑賞、参加満足度

○貸館事業

・貸館事業の実施状況

施設稼働率、利用者数

貸館満足度

(2) 施設管理運営に関する評価

関係法令の遵守、施設利用者、来場者への利便性や快適性を優先したサービス、施設の安全管理などについて、評価を行います。

【主な評価項目】

○関係法令遵守

関係法令の遵守状況

個人情報保護への対応状況

○施設利用者、来場者サービスの状況

利用者・来場者・来館者等の満足度

利用者・来場者サービス、チケット販売サービスの内容

○安全管理

安全管理への対応状況

危機管理への対応状況

(3) 経営（マネジメント）に関する評価

経営体制、経営努力などについて、評価を行います。

【主な評価項目】

○職員等の配置、教育・研修

専門性の高い人材の配置

職員等の育成状況

○経営の安定化

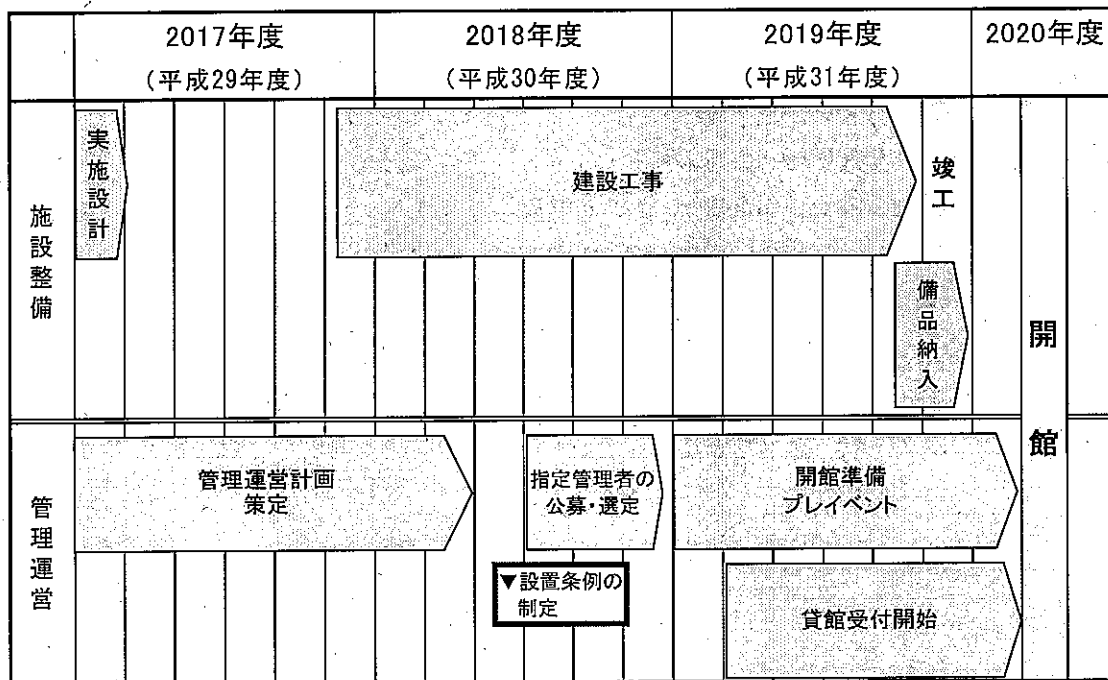
外部資金の活用状況

収支の状況

指定管理者の経営健全性

第8章 今後のスケジュール

管理運営計画策定後の開館に向けたスケジュールは次のとおり予定しています。



第9章 将来像と目標

これまでに記した計画を基に、現在から開館後を4つの期間に分け、中長期にわたっての目標及び方策を策定します。

次のとおり周知期には久居地域の住民、多くの市民の本施設や文化芸術への興味・関心を高める機会を設けます。同時に、多様な媒体を通じて、広く周知を図りながら、開館後の導入・普及期につなげます。

開館後は、多様な文化芸術ジャンルの公演や体験ワークショップを始め、学校や地域へのアウトリーチを行うなど、市民にとって文化芸術が身近に感じられる機会を提供していきます。

文化芸術が身近なものとして定着し、市民自ら文化芸術に取り組む活動を支援する中で、文化芸術が市に根付くことを目指します。

文化活動に関わる人が増え、市内の文化活動を活発化させながら、独自の作品を創り出す「津市久居モデル」として、「地域をつなぐ開かれた独自性ある文化芸術の創造拠点」を将来像とします。

